

# 衆議院環境委員会ニュース

平成 21.11.20 第 173 回国会第 2 号

11 月 20 日（金）第 2 回の委員会が開かれました。

## 1 環境の基本施策に関する件

- ・気候変動に関する国際連合枠組条約第 15 回締約国会議及び京都議定書第 5 回締約国会合閣僚準備会合について、小沢環境大臣から報告を聴取しました。
- ・小沢環境大臣、増子経済産業副大臣、田島環境副大臣、佐々木農林水産大臣政務官、近藤経済産業大臣政務官及び大谷環境大臣政務官に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 玉置公良君（民主）

- ・地球温暖化対策には先行投資が必要であり、また、温室効果ガス排出量削減対策には発生源対策とともに森林や土壌等の吸収源等の対策が必要であると考えているが、大臣の基本認識及び決意を伺いたい。
- ・京都議定書における森林吸収源分の 3.8%を、ポスト京都議定書（2013 年～）でも確保できるよう森林の間伐等に係る支援策等を行う必要があると考えているが、大臣の見解を伺いたい。また、京都議定書において、我が国が吸収源として農地管理及び放牧地管理を選択しなかった理由と、ポスト京都議定書においてこれらを選択する可能性があるか伺いたい。
- ・世界では土壌保全の取組が進む中、我が国では 3 年前の三位一体の改革により、国の「土壌保全調査事業」が交付税措置となった。同事業は、我が国の土壌保全及び途上国への技術支援等にも有用であるため、復活させる必要があると考えている。また、土壌基本法を制定する必要もあると考えているが、これらに対する環境大臣政務官の見解を伺いたい。

### 近藤三津枝君（自民）

- ・鳩山総理が国連気候変動首脳会合において表明した、2020 年までに温室効果ガス 25%削減（1990 年比）の中期目標の前提条件である「すべての主要国の参加」、「公正かつ実効性のある国際的枠組み」及び「意欲的な目標」の各定義の内容並びにこれら条件の 1 つでも満たさない場合には 25%削減約束を取り下げる考えの有無について、大臣に伺いたい。
- ・平成 22 年度税制改正要望にある地球温暖化対策税の具体案は、CO<sub>2</sub>排出量に応じて課税するという同税に係る大臣の考え方と異なるが、大臣の所見を伺いたい。

- ・大臣が想定する国内排出量取引制度の具体的な仕組み及びその導入時期について、大臣の見解を伺いたい。

### 齋藤健君（自民）

- ・今年 5 月から開始されたエコポイント事業は、温室効果ガス排出削減、景気対策、国民の温暖化対策への意識向上等の効果があるため、来年度以降も対象品目を拡大して存続させるべきである。また、政府は、企業が生産計画を早期に策定できるよう、同事業の存続を一刻も早く表明する必要があると思うが、大臣の考え方を伺いたい。
- ・国民生活等への影響が大きい温室効果ガス 25%削減という中期目標を国際的に表明するに当たっては、削減の真水部分がどの程度か、国富の流出はどの程度か、国民負担はどの程度になるか等について、国民に対し説明を行った後ですべきであった。国民に対する説明を後回しにして、先に 25%削減を国際約束した理由は何か。
- ・来月、デンマークのコペンハーゲンで開催される気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）に向けた準備会合等での国際交渉が難航している理由は何か。
- ・今月 11 日、環境省が公表した地球温暖化対策税の具体案では、暫定税率廃止が前提となっているが、暫定税率は全廃する考えに変わりはないか。また、同案における地球温暖化対策税の導入目的は何か。

### 吉野正芳君（自民）

- ・大臣所信等では、生物多様性保全等の対策ばかりが示されているが、そもそも今なぜ生物多様性が大事だと考えるのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・いわゆる電源三法の制定目的並びに行政刷新会議による事業仕分け対象とされている電源立地地域対策交付

- 金の維持についての経済産業副大臣の決意を伺いたい。
- 河川整備等、温暖化による将来の気候変動に対応する「適応」の議論について、環境省が将来像を見据え、他省庁のリーダーシップをとるべきと考えるが、大臣及び環境副大臣の見解を伺いたい。

### 山 崎 誠君（民主）

- 環境省生物多様性センターの地球規模生物多様性モニタリング推進事業や国連大学高等研究所の国際SATOYAMAイニシアティブ構想推進事業等の支援事業を通じ、アジア地域において生物多様性に係る連携を実現させることの意義についてどう考えるか。
- 豊富な遺伝資源の保有国である我が国においても、国内の遺伝資源の保護に関する法制度やガイドライン等を整備し、遺伝資源の十分な調査及び適切な管理を行う必要があるのではないか。
- 我が国の環境政策において、人類を含む生物多様性の下に低炭素社会や循環型社会を位置付けることにより、国民のライフスタイルの在り方を考えるべきではないか。

### 中 島 隆 利君（社民）

- 水俣病被害者のすべてが納得できる最終的解決に向けた大臣の決意を伺いたい。

- 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づき、指定地域等に居住歴のある者の健康に係る調査研究を国及び県が責任をもって行うべきではないか。
- 特措法に基づく救済措置対象者の確定後に新たに救済措置を要する者が出てきた場合には、どのように対応するのか。

### 江 田 康 幸君（公明）

- 先進国と途上国の対立から、COP15では新議定書の採択は見送り、骨格についての政治的合意を図りつつ、結論を半年程度先送りするとの案が閣僚級準備会合において示され、大臣もこれに賛成したと報道されているが、その事実関係について伺いたい。また、COP15の議長国デンマークから提案のあった「コペンハーゲン合意」の内容と、我が国としての対応を伺いたい。
- エコポイント事業は、国民の環境意識の涵養や景気刺激策として有用であり、今後も対象品目の拡大や手続の簡略化を図りつつ継続すべきと考えるが、大臣の所見を伺いたい。
- 水俣病患者の救済に関しては、患者の高齢化も進んでいる現状等に鑑み、特措法の救済措置の方針を早急に定める必要がある。現時点における救済措置の方針の基本的方向性と早期救済に向けた大臣の決意を伺いたい。